

注 平成19年12月から沿革を付した。

改正 平成19年5月10日条例第34号 平成19年12月20日条例第69号  
平成20年6月25日条例第29号 平成21年12月24日条例第50号  
平成22年9月27日条例第19号 平成24年3月30日条例第7号  
平成25年9月19日条例第33号 平成26年9月18日条例第25号

(目的及び設置)

第1条 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育等の普及振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、西東京市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 スポーツ施設は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ施設の提供に関する事。
- (2) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等の指導及び普及に関する事。
- (3) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する相談に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者による管理)

第4条 スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理運営」という。）を行うものとする。

- (1) スポーツ施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (2) 施設等の利用の承認に関する事。
- (3) 別表第2に定める施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減額、免除及び還付に関する事。
- (4) 前条各号に規定する事業の実施に関する事。

(5) その他の業務で、市長が必要と認めるもの  
(休場日)

第5条 スポーツ施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

(1) 西東京市スポーツセンター

ア 毎月の第1火曜日及び第3火曜日。ただし、1月1日を除き、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。

イ 12月29日から翌年の1月1日まで

(2) 西東京市総合体育館、西東京市南町スポーツ・文化交流センター及び西東京市武道場

ア 毎月の第1火曜日及び第3火曜日。ただし、1月1日を除き、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 前2号以外のスポーツ施設 12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更等し、又は別に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第6条 スポーツ施設の開場時間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(利用の承認)

第7条 施設等を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ施設等の利用の申請を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理運営上の支障があるとき。

2 指定管理者は、前項の承認をするときには、管理運営上必要な条件を付すことができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 施設等の利用の申請の目的又は利用の条件に違反したとき。

(2) この条例若しくは規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

(3) 災害、事故、その他の事由により、施設等の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか特に必要があるとき。

2 前項の規定により、施設等の利用を制限され、若しくは停止され、又は利用の承認を取り消されたことによって、利用者に損害が生じることがあっても、西東京市（以下「市」という。）及び指定管理者は、その責めを負わない。

（利用料金の納付等）

第9条 利用者は、別表第2に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減額又は免除）

第10条 指定管理者は、別表第4に定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第11条 既に納められた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができないと指定管理者が認める理由により施設等の利用をすることができなくなったとき。

(2) 施設等の利用の日の7日前までの日（承認があった日から利用の日までの期間が8日未満のものにあつては4日前までの日）までに施設等の利用の中止又は利用の内容の変更の申出があり、指定管理者がこれを承認したとき。

(3) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、施設等の利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に施設等を利用してはならない。

（施設等の変更禁止）

第13条 利用者は、施設等に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（指定管理者の公募）

第14条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（次条から第17条までにおいて「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申込み）

第15条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(1) スポーツ施設の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第16条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理運営を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

(1) スポーツ施設の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容がスポーツ施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営ができること。

(3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定は、指定候補者について、法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第19条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第20条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理運営の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第21条 市及び指定管理者は、管理運営に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定に

より指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理運営報告の聴取等)

第23条 市長は、管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、管理運営及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 管理運営を継続させることが適当でないとき。
- (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (4) 第17条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分(指定管理者の指定を取り消す処分を除く。)については、西東京市行政手続条例(平成13年西東京市条例第14号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(個人情報取扱い)

第25条 指定管理者は、管理運営に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を第21条に規定する協定に基づき講じなければならない。

2 指定管理者及び管理運営に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、当該管理運営に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第26条 指定管理者は、管理運営に関して保有する情報の公開について、第21条に規定する協定に基づき必要な対応を行うものとする。

(原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理運営の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により施設等の利用の承認を取り消されたときも、また同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第28条 指定管理者及び利用者は、施設等を損傷し、若しくは滅失し、又は原状回復

の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第29条 第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、臨時にスポーツ施設の管理の運営を行い、別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条、第13条及び第27条第2項並びに別表第2及び別表第4の規定を準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用料金の納付等」とあるのは「使用料の納付」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条及び第27条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考3中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第4中「その他指定管理者」とあるのは「その他市長」と、同表備考4及び備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(西東京市南町スポーツ・文化交流センターの供用開始)
- 2 西東京市南町スポーツ・文化交流センターは、平成18年5月1日から供用を開始する。  
(西東京市スポーツセンター条例等の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 西東京市スポーツセンター条例（平成13年西東京市条例第82号）
  - (2) 西東京市総合体育館条例（平成13年西東京市条例第83号）
  - (3) 西東京市運動場設置条例（平成13年西東京市条例第85号）
  - (4) 西東京市健康広場条例（平成13年西東京市条例第86号）
  - (5) 西東京市テニスコート条例（平成13年西東京市条例第87号）
  - (6) 西東京市ひばりが丘運動場条例（平成13年西東京市条例第88号）

(7) 西東京市武道場条例（平成13年西東京市条例第89号）

（経過措置）

- 4 この条例により、廃止される前の西東京市スポーツセンター条例（以下「旧条例第82号」という。）に基づく西東京市スポーツセンター、廃止される前の西東京市総合体育館条例（以下「旧条例第83号」という。）に基づく西東京市総合体育館、廃止される前の西東京市運動場設置条例（以下「旧条例第85号」という。）に基づく西東京市北原運動場、西東京市芝久保運動場、西東京市芝久保第二運動場及び西東京市向台運動場、廃止される前の西東京市健康広場条例（以下「旧条例第86号」という。）に基づく西東京市健康広場、廃止される前の西東京市テニスコート条例（以下「旧条例第87号」という。）に基づく西東京市テニスコート、廃止される前の西東京市ひばりが丘運動場条例（以下「旧条例第88号」という。）に基づく西東京市ひばりが丘運動場並びに廃止される前の西東京市武道場条例（以下「旧条例第89号」という。）に基づく西東京市武道場は、それぞれこの条例に基づく西東京市スポーツセンター、西東京市総合体育館、西東京市北原運動場、西東京市芝久保運動場、西東京市芝久保第二運動場、西東京市向台運動場、西東京市健康広場、西東京市東町テニスコート、西東京市ひばりが丘運動場及び西東京市武道場となり、同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際、旧条例第82号、旧条例第83号、旧条例第85号、旧条例第86号、旧条例第87号、旧条例第88号又は旧条例第89号の規定により現に西東京市スポーツセンター、西東京市総合体育館、西東京市北原運動場、西東京市芝久保運動場、西東京市芝久保第二運動場、西東京市向台運動場、西東京市健康広場、西東京市テニスコート、西東京市ひばりが丘運動場又は西東京市武道場の使用の承認を受けている者は、この条例の相当規定に基づいて利用の承認を受けたものとみなす。
- 6 第18条に規定する指定管理者の指定の日（以下「指定日」という。）の前に支払を受けた指定日以後に係る施設等の利用に係る利用料金については、この条例の規定による利用料金の前払とみなす。
- 7 第14条の規定による団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても、同条から第19条までの規定の例により行うことができる。
- 8 市長は、施行日から2年の間、指定管理者が管理運営をする場合であっても第4条第2項第3号並びに第9条第2項及び第3項の規定を適用せず、別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。ただし、当該期間の経過後に指定管理者に利用料金を収受させる場合にあつては、附則第6項の規定を準用し、当該期間の経過前に支払を受けた当該期間の経過後に係る施設等の利用に係る利用料金については、この条例の規定による利用料金の前払とみなす。
- 9 前項本文の場合にあつては、第9条の見出しを「（使用料の納付）」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」

とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、附則第6項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第4中「その他指定管理者」とあるのは「その他教育委員会」と、同表備考4及び備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年12月22日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月10日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成19年12月1日以後の西東京市スポーツ施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の利用に係る料金から適用し、同日前の施設等の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月20日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年2月1日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成20年4月1日以後の西東京市スポーツ施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の利用に係る料金から適用し、同日前の施設等の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月25日条例第29号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の西東京市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）別表第4の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（還付）

- 2 平成20年4月1日から施行日までの間に新条例第7条第1項の承認を受け、西東京市スポーツ施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の個人利用（新条例別表第2備考2に規定する個人利用をいう。）をした新条例別表第4備考4（5）の規定の適用を受けることとなった者が納付した施設等の利用に係る料金については、その者からの減額又は免除の申請に基づき還付することができる。

附 則（平成21年12月24日条例第50号）

（施行期日）



1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の西東京市スポーツ施設条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西東京市スポーツ施設条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成22年9月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び野球場の供用開始)

2 西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び野球場は、平成23年4月1日から供用を開始する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ施設条例の規定により西東京市ひばりが丘運動場のグラウンドの利用の承認を受けている者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ施設条例の規定により西東京市ひばりが丘総合運動場のグラウンドの利用の承認を受けた者とみなす。

附 則 (平成24年3月30日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年2月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の別表第2の規定は、平成25年4月1日以後の西東京市スポーツ施設及びその附帯設備(以下これらを「施設等」という。)の利用に係る料金から適用し、同日前の施設等の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年9月19日条例第33号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月18日条例第25号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
西東京市スポーツセンター	西東京市中町一丁目5番1号
西東京市総合体育館	西東京市向台町五丁目4番20号
西東京市南町スポーツ・文化交流センター	西東京市南町五丁目6番5号
西東京市武道場	西東京市東町二丁目4番13号
西東京市向台運動場	西東京市向台町五丁目1059番1外
西東京市芝久保運動場	西東京市芝久保町一丁目1465番
西東京市芝久保第二運動場	西東京市芝久保町五丁目2277番

西東京市ひばりが丘総合運動場	西東京市ひばりが丘三丁目1616番1
西東京市東町テニスコート	西東京市東町六丁目176番1
西東京市健康広場	西東京市柴町一丁目630番1外

別表第2（第4条、第9条、第29条関係）

名称	施設名 (附帯設備を含む。)	利用料金の上限額			
		貸切り利用		個人利用 (大)	個人利用 (小)
		1区分/時 間	全日	1区分/時間	
西東京市ス ポーツセン ター	第1体育室(全面)	7,600円/ 3時間	30,400円	250円/3 時間	100円/3 時間
	第1体育室(半面)	3,800円/ 3時間	15,200円	250円/3 時間	100円/3 時間
	第2体育室(全面)	2,100円/ 3時間	8,400円	250円/3 時間	100円/3 時間
	会議室	1,200円/ 3時間	4,800円	*	*
	温水プール(1コース)	3,000円/ 2時間	18,000円	*	*
	温水プール	*	*	400円/2 時間	100円/2 時間
	放送設備一式(移動用を 含む。)	500円/3 時間	2,000円	*	*
	電光掲示板	500円/3 時間	2,000円	*	*
	トレーニング室	*	*	300円/2 時間	*
	ランニング走路	*	*	100円/2 時間	50円/2時 間
西東京市総 合体育館	第1体育室(全面)	7,600円/ 3時間	30,400円	250円/3 時間	100円/3 時間
	第1体育室(半面)	3,800円/ 3時間	15,200円	250円/3 時間	100円/3 時間
	第2体育室	2,100円/ 3時間	8,400円	250円/3 時間	100円/3 時間
	トレーニング室	*	*	300円/2	*

				時間	
	第1会議室	800円 / 3 時間	3,200円	*	*
	第2会議室	400円 / 3 時間	1,600円	*	*
西東京市南 町スポー ツ・文化交 流センター	第1体育室	5,400円 / 3時間	21,600円	250円 / 3 時間	100円 / 3 時間
	武道場	2,500円 / 3時間	10,000円	*	*
	第2体育室	1,800円 / 3時間	7,200円	*	*
	多目的ホール	2,400円 / 3時間	9,600円	*	*
	会議室	1,200円 / 3時間	4,800円	*	*
西東京市武 道場	多目的ホール	2,000円 / 3時間	8,000円	250円 / 3 時間	100円 / 3 時間
	剣道場	2,000円 / 3時間	8,000円	250円 / 3 時間	100円 / 3 時間
	柔道場	2,000円 / 3時間	8,000円	250円 / 3 時間	100円 / 3 時間
西東京市向 台運動場	グラウンド (A面)	3,000円 / 3時間	4月から10 月まで 15,000円	*	*
			11月から3 月まで 9,000円	*	*
	照明設備 (A面)	4,000円 / 1時間	*	*	*
	グラウンド (B面)	2,400円 / 3時間	4月から10 月まで 12,000円	*	*
			11月から3 月まで 7,200円	*	*
	照明設備 (B面)	3,200円 / 1時間	*	*	*

西東京市芝久保運動場	グラウンド	1,000円／ 2時間40分	3,000円	*	*
西東京市芝久保第二運動場	テニスコート（1面）	1,200円／ 2時間	4月から9月まで 7,200円	1,200円／ 2時間	1,200円／ 2時間
			10月から3月まで 4,800円	1,200円／ 2時間	1,200円／ 2時間
	ゲートボール場	無料	*	無料	無料
西東京市ひばりが丘総合運動場	グラウンド	1,200円／ 2時間	6月から8月まで 7,200円	*	*
			9月から5月まで 4,800円	*	*
	テニスコート（1面）	1,200円／ 2時間	4,800円	1,200円／ 2時間	1,200円／ 2時間
	野球場	4,500円／ 3時間	13,500円	*	*
西東京市東町テニスコート	テニスコート（1面）	1,200円／ 2時間	4,800円	1,200円／ 2時間	1,200円／ 2時間
西東京市健康広場	グラウンド	1,200円／ 3時間	3,600円	*	*

備考

- 1 「貸切り利用」とは、西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年西東京市規則第8号）で定める事項を満たしていて、施設等を利用するための登録手続をした団体又は個人が施設等を規則で定めるところにより貸切りで利用することをいう。
- 2 「個人利用」とは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 個人利用（大） 個人（中学生以下を除く。）が施設等を利用すること。
  - (2) 個人利用（小） 個人（中学生以下の者）が施設等を利用すること。
- 3 市内に住所を有する者、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は市内の学校に在学する者（以下「市民等」という。）が過半数を占める団体以外の団体又は市民等以外の個人が貸切り利用の区分で施設等を利用する場合の利用料金は、本表で規定する利用料金の2倍とする。
- 4 個人利用の場合で、西東京市スポーツセンターの温水プール、トレーニング

室及びランニング走路並びに西東京市総合体育館のトレーニング室において、指定管理者が承認した利用時間を超えて利用したときは、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、当該利用料金の相当額（中学生以下の者については、超過時間1時間当たり50円）を徴収する。この場合において、当該利用料金の相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 貸切り利用の場合で、西東京市スポーツセンター及び西東京市総合体育館の各施設において、午後6時以後の区分の超過の利用を指定管理者が認めたときは、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、当該利用料金の相当額を徴収する。この場合において、当該利用料金の相当額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 催し等で利用者がスポーツ施設への有料の入場の対価と認められるものを徴収する場合の利用料金（西東京市スポーツセンターの会議室を除く。）は、本表で定める利用料金の10倍とする。

7 本表中「\*」の区分は、施設等の利用に供しないものとする。

別表第3（第6条関係）

名称		開場時間	
西東京市スポーツセンター		午前9時から午後9時まで	
西東京市総合体育館		午前9時から午後9時まで	
西東京市南町スポーツ・文化交流センター		午前9時から午後9時まで	
西東京市武道場		午前9時から午後9時まで	
西東京市向台運動場		4月から10月まで	
		11月から3月まで	
西東京市芝久保運動場		午前9時から午後5時まで	
西東京市芝久保第二運動場	テニスコート	4月から9月まで	
		10月から3月まで	
	ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	
西東京市ひばりが丘総合運動場	グラウンド	6月から8月まで	
		9月から5月まで	
	テニスコート		午前9時から午後5時まで
	野球場		午前9時から午後6時まで
西東京市東町テニスコート		午前9時から午後5時まで	
西東京市健康広場		午前9時から午後6時まで	

別表第4（第10条、第29条関係）

用途・区分	市民等を対象として	左記以外の利用
-------	-----------	---------

	実施する事業	
1 指定管理者が利用するとき。	免除	免除
2 社会教育団体が利用するとき。	免除	2分の1を減額
3 その他指定管理者が必要と認めるとき。	免除又は2分の1を減額	免除又は2分の1を減額

備考

- 1 「事業」とは、心身の健全な発達又はスポーツの振興等を図るために市民等を対象に実施する事業（スポーツ大会、競技会等）をいう。
- 2 「社会教育団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体で市長が西東京市教育委員会と協議した上で認めた団体をいう。
- 3 西東京市向台運動場の照明設備の利用料金については、減額又は免除はしない。ただし、指定管理者が当該設備を利用するときは、この限りでない。
- 4 個人利用の利用者で次に掲げるものは、利用料金を免除する（市民等以外の者は、利用料金の2分の1を減額する。）。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者
  - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者
  - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者
  - (4) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者
  - (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- 5 減額後の利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

改正 平成22年12月28日規則第55号 平成25年 9 月 27日規則第46号  
平成26年 9 月 18日規則第34号 平成28年 3 月 31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市スポーツ施設条例（平成17年西東京市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間区分)

第2条 条例第6条に規定する西東京市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の開場時間のうち、スポーツ施設及び当該スポーツ施設の附帯設備（以下「施設等」という。）を利用できる時間の区分（以下「利用時間区分」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設等の利用時間区分を変更することができる。

(予約システムによる利用の申請)

第3条 条例第7条の規定により施設等（第5条に規定する施設等を除く。以下この項において同じ。）を利用しようとする者は、西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年西東京市規則第8号。以下「予約規則」という。）第2条に規定する予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して、施設等の利用に係る抽選の申込み又は申請（以下「申請等」という。）をし、指定管理者の承認を受けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請等については、別表第2のとおりとする。

(予約システムによる利用の申請の抽選)

第4条 別表第2に規定する申請等の区分のうち、2月前申込みの区分における申請等の期間及び抽選の日は、同表に定めるとおりとし、施設等の利用の申請をすることができる者（以下この条及び第6条において「申込者」という。）を抽選により決定するものとする。

2 前項により決定した有料の施設等の申込者は、利用の日の2月前の日の属する月の末日までに予約システムにより施設等の利用の申請をし、条例第9条及び条例別表第2に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入するものとする。この場合において、当該期日までに施設等の利用の申請及び利用料金の納入をしなかったときは、施設等の利用の申請の権利を放棄したものとみなす。

3 第1項により決定した無料の施設等の申込者は、前項に規定する期日までに施設

等の利用の申請を予約システムにより行うものとする。この場合において、当該期日までに施設等の利用の申請をしなかったときは、施設等の利用の申請の権利を放棄したものとみなす。

(予約システムによらない利用の申請)

第5条 条例別表第2に規定する施設等のうち、予約システムにより施設等の利用の申請をすることができない施設等並びに当該施設等の利用の申請及びその承認については、別表第3に掲げるとおりとする。

(利用の承認等)

第6条 指定管理者は、第4条第2項の規定により申込者が施設等の利用の申請及び利用料金を納入したとき、又は同条第3項の規定により申込者が施設等の利用の申請をしたときは、施設等の利用の承認をし、施設利用承認書を交付するものとする。

2 西東京市スポーツセンターの温水プールを条例別表第2備考1に規定する貸切り利用により利用する場合は、指定管理者が別に定めるところにより承認を行うものとする。

3 施設等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が施設等を利用するときは、指定管理者に施設利用承認書、個人利用券若しくは回数券又は指定管理者が必要とする書類を提示しなければならない。

(利用の変更等)

第7条 利用者が施設等の利用の承認の内容を変更し、又は施設等の利用を取り消そうとするときは、指定管理者に申出をし、承認を受けなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第9条第2項の承認を受けようとするときは、西東京市スポーツ施設等利用料金承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を市民に周知しなければならない。

(利用料金の減額又は免除)

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする利用者（条例別表第2備考2に規定する個人利用による利用者（以下「個人利用者」という。）のうち条例別表第4備考4各号のいずれかに該当する個人利用者（次項及び第3項において「該当者」という。）を除く。）は、指定管理者に申請し、承認を受けなければならない。

2 該当者が条例第10条の規定により利用料金の免除を受けようとするときは、次に掲げるいずれかの書類を指定管理者に提示し、承認を受けなければならない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていることを証する書類



(4) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けていることを証する書類

3 別表第2備考1第2号に規定する市民等以外の該当者のうち、小平市、東村山市、東久留米市又は清瀬市（以下この項において「広域圏」という。）内に住所を有する者、広域圏内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は広域圏内の学校に在学する者の施設等の利用料金は、条例別表第4備考4にかかわらず同表の規定による市民等に準じて扱い、免除するものとする。この場合において、免除の方法は、前項の規定を準用する。

（利用料金の還付等）

第10条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する基準及び還付する額は、次に定めるところによる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により施設等の利用をすることができなくなったと指定管理者が認めるとき 全額を還付

(2) 施設等の利用の日の7日前までの日までに施設等の利用の取消しの申請があり、指定管理者がこれを承認したとき 全額を還付

(3) 施設等の利用の日の4日前までの日までに施設等の利用の取消しの申請があり、指定管理者がこれを承認したとき 半額を還付

(4) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 必要と認める額を還付

2 指定管理者は、利用者が第7条の規定により施設等の利用の承認の内容を変更することを承認した場合で、変更前の納入された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納入させ、又は還付するものとする。

3 指定管理者は、利用者が利用料金を納入した後に、前条に規定する利用料金の減額又は免除を承認した場合において、減額又は免除の前の利用料金と減額又は免除の後の利用料金に差が生じたときは、その差額を還付するものとする。

4 利用料金の還付を受けようとする利用者は、西東京市スポーツ施設等利用料金還付申請書（様式第2号）に施設利用承認書、個人利用券若しくは回数券又は指定管理者が必要とする書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

5 指定管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、西東京市スポーツ施設等利用料金還付承認（不承認）書（様式第3号）を交付するものとする。

6 前項により承認された還付する利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（超過料金の納入）

第11条 個人利用者は、西東京市スポーツセンターの温水プール、トレーニング室及びランニング走路並びに西東京市総合体育館のトレーニング室において指定管理者が承認した利用時間を超えて利用したときは、条例別表第2備考4に定める当該超

過した利用時間に係る利用料金を指定管理者に納入するものとする。

(指定管理者の募集)

第12条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（次条及び第15条第1項において「団体」という。）を募集しようとするときは、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) スポーツ施設の名称、所在地その他施設等の概要に関すること。
- (2) 条例第4条第2項に規定する管理運営（以下「管理運営」という。）の内容に関すること。
- (3) 条例第14条に規定する公募の期間に関すること。
- (4) 指定管理者の応募資格に関すること。
- (5) 指定管理者の選定の基準に関すること。
- (6) 指定管理者が管理運営する期間（第16条及び第17条において「指定期間」という。）
- (7) 利用料金に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(指定管理者の指定の申込み)

第13条 団体は、条例第15条の規定による指定管理者の指定の申込みをしようとするときは、指定管理者指定申込書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第15条第1号に規定する事業計画書
- (2) 団体の定款又はこれに類するもの
- (3) 団体の役員の名簿又はこれに類するもの
- (4) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (5) スポーツに関連する施設又はこれらに類する施設の管理に関する実績を記載した書類
- (6) 団体の概要が分かる書類
- (7) 団体の経営状況が分かる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(指定管理者の選定の基準)

第14条 条例第17条第4号に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業について、熱意と識見を有するものであること。
- (2) 管理運営の技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- (3) スポーツに関連する施設又はこれに類する施設の管理に関する実績を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の適正な管理運営を行うために市長が必要と認める基準  
(指定管理者の指定等の通知)

第15条 市長は、条例第18条の規定により指定管理者として指定した団体に対し、指定管理者指定通知書（様式第5号）を送付するものとする。

2 市長は、条例第24条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書（様式第6号）を当該指定管理者に送付するものとする。  
（指定管理者の指定等の公表）

第16条 市長は、条例第18条の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定管理者が管理運営を行うスポーツ施設の名称
- (2) 指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定管理者の指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第24条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定を取り消した指定管理者が管理運営を行っていたスポーツ施設の名称
- (2) 指定を取り消した指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 指定を取り消した事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
（協定事項等）

第17条 条例第21条に規定する協定は、次に掲げる内容とする。

- (1) 基本協定 指定管理者の指定期間に係る基本的な事項について定め、管理運営の開始の日に締結するもの
- (2) 年度協定 当該年度の管理運営に係る業務内容等について定め、管理運営の開始の日及び各年度の初日に締結するもの

2 前項第1号に規定する基本協定は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 条例第15条第1号に規定する事業計画書に関すること。
- (3) 利用料金に関すること。
- (4) 管理運営の経費に関すること。
- (5) 条例第22条に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関すること。
- (6) 管理運営を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報保護に関すること。
- (7) 指定管理者が管理運営に関して保有する情報の公開に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 第1項第2号に規定する年度協定は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度の管理運営の範囲及び実施に関すること。
- (2) 当該年度の管理運営等の経費に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の管理運営の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設等の管理運営を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(4) その他市長が別に定める基準

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載して、毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならない。年度の途中において条例第24条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の管理運営の実施状況及び施設等の利用状況

(2) 当該年度の利用料金の収入実績

(3) 当該年度の管理運営の経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(遵守事項)

第20条 施設等を利用する者（スポーツ施設の入場者を含む。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等の利用の承認を受けることなく、施設等を利用しないこと。

(2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(4) 指定管理者が定めた場所以外の場所で喫煙及び飲食をしないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(6) その他指定管理者が管理上の支障があると認めた行為をしないこと。

(物品販売行為等の禁止)

第21条 スポーツ施設及び当該スポーツ施設の敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附金品の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第22条 条例第29条の規定により市長がスポーツ施設の管理の運営を行い、市長が定めるスポーツ施設の使用料を徴収する場合にあつては、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第20条並びに別表第3並びに様式第2号及び様式第3号の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と

と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項から第3項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「西東京市スポーツ施設等利用料金還付申請書」とあるのは「西東京市スポーツ施設等使用料還付申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金を」とあるのは「使用料を」と、「西東京市スポーツ施設等利用料金還付承認書」とあるのは「西東京市スポーツ施設等使用料還付承認書」と、同条第6項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第20条第4号及び第6号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第3中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第2号中「西東京市スポーツ施設等利用料金還付申請書」とあるのは「西東京市スポーツ施設等使用料還付申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第3号中「西東京市スポーツ施設等利用料金還付承認書」とあるのは「西東京市スポーツ施設等使用料還付承認書」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、西東京市スポーツ施設条例施行規則（平成17年西東京市教育委員会規則第17号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年12月28日規則第55号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の別表第2の規定中西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び野球場に関する部分の規定は、平成23年4月1日以後の西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び野球場の利用から適用する。

附 則（平成25年9月27日規則第46号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年9月18日規則第34号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市スポーツ施設条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

施設名	利用時間区分	備考
西東京市スポーツセンター	午前9時から正午まで	温水プール、 トレーニング 室及びランニ ング走路につ いては、1回 の利用につき 2時間
	正午から午後3時まで	
	午後3時から午後6時まで	
	午後6時から午後9時まで	
西東京市総合体育館	午前9時から正午まで	トレーニング 室について は、1回の利 用につき2時 間
	正午から午後3時まで	
	午後3時から午後6時まで	
	午後6時から午後9時まで	
西東京市南町スポーツ・文化交流センター	午前9時から正午まで	
	正午から午後3時まで	
	午後3時から午後6時まで	
	午後6時から午後9時まで	
西東京市武道場	午前9時から正午まで	
	正午から午後3時まで	
	午後3時から午後6時まで	
	午後6時から午後9時まで	
西東京市向台運動場（照明設備を含む。）	4月から10月 まで	
	午前6時から午前9時まで	
	午前9時から正午まで	
		正午から午後3時まで

			午後 3 時から午後 6 時まで	
			午後 6 時から午後 9 時まで	
		11月から 3 月 まで	午前 9 時から正午まで	
			正午から午後 3 時まで	
			午後 3 時から午後 6 時まで	
西東京市芝久保運動場			午前 9 時から午前 11 時 40 分 まで	
			午前 11 時 40 分から午後 2 時 20 分まで	
			午後 2 時 20 分から午後 5 時 まで	
西東京市芝久保第二運動場	テニスコート	4 月から 9 月 まで	午前 7 時から午前 9 時まで	
			午前 9 時から午前 11 時まで	
			午前 11 時から午後 1 時まで	
			午後 1 時から午後 3 時まで	
			午後 3 時から午後 5 時まで	
			午後 5 時から午後 7 時まで	
	10 月から 3 月 まで	午前 9 時から午前 11 時まで		
		午前 11 時から午後 1 時まで		
		午後 1 時から午後 3 時まで		
		午後 3 時から午後 5 時まで		
ゲートボール場			午前 9 時から午後 1 時まで	
			午後 1 時から午後 5 時まで	
西東京市ひばりが丘総合運動場	グラウンド	6 月から 8 月 まで	午前 7 時から午前 9 時まで	
			午前 9 時から午前 11 時まで	
			午前 11 時から午後 1 時まで	
			午後 1 時から午後 3 時まで	
			午後 3 時から午後 5 時まで	
			午後 5 時から午後 7 時まで	
	9 月から 5 月 まで	午前 9 時から午前 11 時まで		
		午前 11 時から午後 1 時まで		
		午後 1 時から午後 3 時まで		
		午後 3 時から午後 5 時まで		
テニスコート			午前 9 時から午前 11 時まで	
			午前 11 時から午後 1 時まで	
			午後 1 時から午後 3 時まで	

		午後 3 時から午後 5 時まで	
	野球場	午前 9 時から正午まで	
		正午から午後 3 時まで	
		午後 3 時から午後 6 時まで	
西東京市東町テニスコート		午前 9 時から午前 11 時まで	
		午前 11 時から午後 1 時まで	
		午後 1 時から午後 3 時まで	
		午後 3 時から午後 5 時まで	
西東京市健康広場		午前 9 時から正午まで	
		正午から午後 3 時まで	
		午後 3 時から午後 6 時まで	

備考 利用時間には施設等の利用の準備及び原状回復の時間も含まれるものとする。

別表第 2（第 3 条、第 4 条、第 9 条関係）

申請等の区分	申請等ができる者	申請等の期間	抽選の日	申込可能数	申請等の対象の施設名
2 月前申込み（条例別表第 2 備考 1 に規定する「貸切り利用」の区分で利用する場合）	1 市内団体（西東京市ひばりが丘総合運動場のグラウンドを除く。）	利用の日の 2 月前の日の属する月の初日から同月 15 日まで（以下「申込みの期間」という。）に申し込み、	利用の日の 2 月前の日の属する月の 16 日	申込みの期間中において 5 回まで	1 西東京市スポーツセンター（別表第 3 に規定する施設等を除く。）
	2 市内子供団体	同月 16 日から第 4 条第 2 項の期日までに申請する。			2 西東京市総合体育館（別表第 3 に規定する施設等を除く。）
	3 市内文化団体（西東京市南町スポーツ・文化交流センターの多目的ホール及び会議室に限る。）				3 西東京市南町スポーツ・文化交流センター



					<p>4 西東京市武道場</p> <p>5 西東京市向台運動場（照明設備を含む。）</p> <p>6 西東京市芝久保運動場</p> <p>7 西東京市芝久保第二運動場</p> <p>8 西東京市ひばりが丘総合運動場</p> <p>9 西東京市東町テニスコート</p> <p>10 西東京市健康広場</p>
随時申請	<p>1 市民等（西東京市芝久保第二運動場のテニスコート、西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び西東京市東町テニスコートに限る。）</p> <p>2 市内団体</p> <p>3 市内子供団体</p>	<p>利用の日の1月前の日の属する月の初日から利用の日までに申請する。</p>	<p>抽選は、行わない。</p>	<p>10回まで（ただし、利用の日が属する月の施設等の申込みとして行った「2月前申込み」の申請等において、既に施設等の利用</p>	<p>1 西東京市スポーツセンター（別表第3に規定する施設等を除く。）</p> <p>2 西東京市総合体育館（別表第3に</p>

- 4 市内文化団体  
（西東京市南町  
スポーツ・文化  
交流センターの  
多目的ホール及  
び会議室に限  
る。）
- 5 市民等以外  
（西東京市芝久  
保第二運動場の  
テニスコート、  
西東京市ひばり  
が丘総合運動場  
のテニスコート  
及び西東京市東  
町テニスコート  
に限る。）
- 6 市外団体
- 7 市外子供団体
- 8 市外文化団体  
（西東京市南町  
スポーツ・文化  
交流センターの  
多目的ホール及  
び会議室に限  
る。）

の承認を得  
ている場合  
は、その承  
認を得た利  
用区分の数  
を、これに  
含めるもの  
とする。）

- 規定する  
施設等を  
除く。）
- 3 西東京  
市南町ス  
ポーツ・  
文化交流  
センター
- 4 西東京  
市武道場
- 5 西東京  
市向台運  
動場（照  
明設備を  
含む。）
- 6 西東京  
市芝久保  
運動場
- 7 西東京  
市芝久保  
第二運動  
場
- 8 西東京  
市ひばり  
が丘総合  
運動場
- 9 西東京  
市東町テ  
ニスコー  
ト

					10 西東京 市健康広 場
--	--	--	--	--	---------------------

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者
  - (2) 市民等以外 市民等以外の個人
  - (3) 市内団体 市民等が過半数を占め、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムによりスポーツ団体として登録手続をした団体
  - (4) 市外団体 市民等が過半数未満であって、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムによりスポーツ団体として登録手続をした団体
  - (5) 市内子供団体 中学生以下の市民等が過半数を占め、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムにより登録手続をした団体
  - (6) 市外子供団体 中学生以下の市民等が過半数未満であって、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムにより登録手続をした団体
  - (7) 市内文化団体 市民等が過半数を占め、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムにより文化団体としての登録手続をした団体
  - (8) 市外文化団体 市民等が過半数未満であって、予約規則で定める事項を満たし、施設等を利用するために予約システムにより文化団体としての登録手続をした団体
- 2 随時申請における申請等の期間のうち、次の表に掲げる施設については、この表の規定にかかわらず、当該申請等の期間の末日を次の表のとおりとする。

施設名	申請等の期間の末日
西東京市総合体育館（第1体育室・第2体育室）	施設を利用する日の1日前
西東京市向台運動場 午前6時から午前9時まで（4月から10月までの間に利用する場合に限る。）	施設を利用する日の2日前
西東京市芝久保第二運動場のテニスコート	施設を利用する日の2日前

午前7時から午前9時まで（4月から9月までの間に利用する場合に限る。）	
-------------------------------------	--

- 3 随時申請における申請申込可能数のうち、西東京市芝久保第二運動場のテニスコート、西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び西東京市東町テニスコートについては、この表の規定中「10回まで」とあるのは「5回まで」とする。
- 4 条例別表第2に規定する「貸切り利用」の区分については、予約システムにおいて登録手続をした団体から施設等の利用の申請等がないときは、市民等及び市民等以外の個人が「随時申請」の区分により利用の申請をすることができる。
- 5 市民等以外の該当者のうち、東久留米市ひばりが丘団地に住所を有する者が西東京市ひばりが丘総合運動場のテニスコート及び野球場を利用する場合に限り、この表において市民等とみなす。

別表第3（第5条、第6条、第22条関係）

名称	施設等の名称	利用の申請の方法
西東京市スポーツセンター	温水プール（1コース・貸切り利用）	指定管理者が定める手続により申請及び承認をするものとする。
	温水プール（個人利用）	当該施設の利用に係る利用料金については、利用の日までに個人利用券又は回数券（以下この表において「個人利用券等」という。）を購入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。
	放送設備一式（移動用を含む。）	当該設備の利用に係る利用料金を、利用の日までに納入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。
	電光掲示板	当該設備の利用に係る利用料金を、利用の日までに納入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。
	トレーニング室	当該施設の利用に係る利用料金については、利用の日までに個人利用券等を購入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。
	ランニング走路	当該施設の利用に係る利用料金については、利用の日までに個人利用券等を購入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。

西東京市総合体 育館	トレーニング室	当該施設の利用に係る利用料金については、利用の日までに個人利用券等を購入したことをもって、利用の申請をしたこととみなす。
---------------	---------	--

備考

- 1 指定管理者は、この表に規定する施設等を利用しようとする者が利用料金を納入したときは、施設利用承認書を交付し、施設等の利用の承認をするものとする。
- 2 指定管理者は、この表に規定する施設等を利用しようとする者が個人利用券等を提示したときは、施設等の利用の承認をするものとする。
- 3 個人利用券については、当日の施設の利用に限る。

様式第1号

(第8条関係)

様式第2号

(第10条、第22条関係)

様式第3号

(第10条、第22条関係)

様式第4号

(第13条関係)

様式第5号

(第15条関係)

様式第6号

(第15条関係)

注 平成25年 3 月から沿革を付した。

改正 平成19年 9 月 25日 条例第60号 平成25年 3 月 29日 条例第 9 号  
平成25年12月16日 条例第37号 平成27年 3 月 30日 条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、西東京市立公園（以下「市立公園」という。）の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市立の都市公園をいう。
- (3) 都市公園以外の公園 都市公園以外の市立の公園、子供の遊び場又は緑地をいい、西東京市（以下「市」という。）が当該公園、子供の遊び場又は緑地に設ける公園施設に準じる施設を含むものとする。
- (4) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (5) 公園施設等 公園施設及びこれに準じて都市公園以外の公園に設けられる施設をいう。
- (6) 有料施設 第4号の公園施設のうち、有料で利用する公園施設をいう。
- (7) 占用 市立公園において公園施設等以外の施設又は工作物を設置することをいう。
- (8) 占用者 前号に規定する占用について、市長の許可を受けた者をいう。
- (9) 使用 市立公園において各種の催物又は集会等の行為のため、当該公園の全部又は一部を独占して利用することをいう。
- (10) 使用者 前号に規定する使用について、市長の許可を受けた者をいう。
- (11) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。

(市立公園の設置、変更及び廃止)

第3条 市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を定め、公告する。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するに際しては、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と

認める事項を公告する。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、当該都市公園の特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように当該都市公園の敷地面積を定めること。

2 市が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園（以下この項において「前項以外の都市公園」という。）を設置する場合には、当該前項以外の都市公園の設置目的に応じて前項以外の都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及び当該前項以外の都市公園の敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるところによる。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物（次項各号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する

建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物

(2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

（園路及び広場）

第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち1以上は、次項から第5項までの基準に適合させなければならない。

2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。

3 階段（当該階段の踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下同じ。）を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって傾斜路に代えることができる。

4 次条から第3条の12までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続しているものとする。



5 出入口、通路及び傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設する傾斜路に限る。）は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（屋根付広場）

第3条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、当該屋根付広場のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該屋根付広場の出入口を規則で定める基準に適合させなければならない。

（休憩所及び管理事務所）

第3条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口並びにカウンター及び便所（カウンター及び便所を設ける場合に限る。）を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上」とあるのは「管理事務所」と、「休憩所の出入口」とあるのは「管理事務所の出入口」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第3条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（駐車場）

第3条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者専用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

（1） 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数

（2） 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

2 車椅子使用者専用駐車施設は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（便所）

第3条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合させなければならない。

（水飲場及び手洗場）

第3条の12 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、当該水飲場及び手洗場のうち1以上は、規則

で定める基準に適合させなければならない。

(掲示板及び標識)

第3条の13 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、規則で定める基準に適合させなければならない。

2 第3条の6から前条まで及び前項の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、当該標識のうち1以上は、第3条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条の14 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第3条の6から前条までの規定によらないことができる。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第3条の15 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次の事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事実施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 都市公園の復旧方法

コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次の事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。)

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(行為の制限)

第4条 次に掲げる行為のため市立公園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売若しくは頒布又は業としての写真若しくは映画の撮影その他の営業行為をすること。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、市立公園を使用すること。

(市立公園の使用)

第5条 前条の許可に係る申請をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用の許可を与えることができる。

3 市長は、前項の使用の許可に、市立公園の管理のために必要な範囲内で条件を付すことができる。

4 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(管理施設の利用)

第5条の2 法第2条第2項第5号に規定する市立公園に設けられた運動施設及び同施設に設置されている照明設備（以下これらを「管理施設」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、管理施設の利用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、管理施設の管理のために必要な範囲内で条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第6条 市立公園において市長の許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市立公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 植物若しくは土石類を採集し、又は損傷すること。

(3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 広告宣伝をすること。

(5) 立入り禁止区域に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(7) 前各号のほか、市立公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、市立公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合、又は市立公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合には、市立公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて市立公園の利用を制限し、又はその利用を禁止することができる。

(市立公園の占用)

第8条 市立公園において占用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る申請は、次の事項を記載した許可申請書によるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業等

- (2) 占有しようとする市立公園の名称及び位置
- (3) 占有の目的
- (4) 占有の期間
- (5) 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量
- (6) 占有物件の管理の方法
- (7) 工事の実施方法
- (8) 前各号のほか市長が指示する事項

3 市長は、占有物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、市立公園の占有が公衆の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、占有の許可を与えることができる。

4 市長は、前項の占有の許可に、市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

5 占有者は、占有の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 占有物件の構造に影響を与えない修繕及び占有物件の塗装（外部の塗装については、色彩の著しい変更の伴わないもの）
- (2) 占有物件の主要構造物に影響を与えない内部の様様替え（有料施設の利用時間等）

第8条の2 有料施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

公園名	施設名	利用時間
西東京いこいの森公園	駐車場	午前9時から午後7時まで
田無市民公園	市民公園グラウンド及び同グラウンドに設置されている照明設備	午前9時から午後9時まで

2 指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の表に規定する駐車場の利用時間を延長することができる。

3 有料施設の休場日は、規則の定めるところによる。  
（占有料等）

第9条 市長は、次に掲げる者から別表に定める使用料又は占有料（以下「占有料等」という。）を徴収するものとする。

- (1) 第5条第2項若しくは第8条第3項又は法第5条第1項の規定により使用又は占有（以下「占有等」という。）の許可を受けた者
- (2) 有料施設の利用者

2 占有等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより占有等の期間に係る占有料等（有料施設の使用料を除く。以下この項において同じ。）を、占有等の許可があった際に全額を納入しなければならない。ただし、当該占有等の期間が翌年度以後にわたる場合の翌年度以後の占有料等は、毎年度当初に支払うものとする。

3 別表(3)の項に規定する駐車場（以下「有料駐車場」という。）の利用者は、規則で定めるところにより使用料を納入しなければならない。

4 管理施設の利用者は、規則で定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（占有料等の減額又は免除）

第10条 公共の用に供するため占有等をするとき、又は使用者、占有者若しくは有料施設の利用者（以下これらを「占有者等」という。）の責めに帰することのできない理由によって占有等若しくは有料施設の利用ができなくなったときその他市長が必要と認めるときは、前条に規定する占有料等を減額し、又は免除することができる。

（占有料等の不還付）

第11条 第9条の規定により既に納入された占有料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 占有者等の責めに帰さない理由により占有等又は有料施設の利用をすることができなくなったとき。

(2) 占有者等（有料施設を利用する者を除く。）が占有等を開始する日の7日前までに占有等をしない旨の申出をしたとき。

(3) 管理施設の利用の許可を受けた者が管理施設の利用の日の7日前までの日（管理施設の利用の許可があった日から管理施設の利用の日までの期間が8日未満のものにあっては4日前までの日）までに管理施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出をしたとき。

（権利の譲渡等）

第12条 占有者等は、占有等の権利又は管理施設の利用の権利（以下これらを「権利」という。）を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（監督処分）

第13条 市長は、占有者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、この条例の規定による占有等の許可の取消し、管理施設の利用の許可の取消し、その効力の停止、許可条件の変更、行為の中止又は市立公園の原状への回復を命ずることができる。

(1) 第4条、第5条第4項又は第5条の2第1項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を使用し、又は利用したとき。

(2) 第5条第3項又は第5条の2第2項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を使用し、又は利用したとき。

(3) 第6条各号に掲げる行為を市長の許可を受けずにしたとき。

- (4) 第7条の規定による市立公園の利用の制限又は禁止に違反した行為をしたとき。
- (5) 第8条第1項又は第5項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を占用したとき。
- (6) 第8条第4項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を占用したとき。
- (7) 第12条の規定に違反して権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (8) 偽りその他不正な手段により、占用等又は管理施設の利用の許可を受けたとき。
- (9) 前各号のほか、この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、前項に基づく処分をするほか、占用者等に対して必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第7条に定める状況になったとき。
- (2) 非常災害時における避難場所として市立公園を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか公益上やむを得ない必要が生じたとき。  
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下これらを「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号のほか保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 工作物等を保管したときは、速やかに前条各号に掲げる事項を告示すること。
- (2) 前号の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、規則で定める当該告示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下これらを「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該告示の要旨を市の発行する広報紙等に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認める

ときは、当該工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 市長は、法第27条第6項の規定により、保管した工作物等について規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第13条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第14条 市立公園の占用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市立公園の占用等を廃止し、又は占用等の期間が終了したとき。
- (2) 市立公園を損傷し、又は損壊したとき。
- (3) 第29条第1項の規定により市立公園を原状に回復したとき。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、市立公園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるもの(以下「管理業務」という。)を行わせることができる。

- (1) 市立公園の維持管理に関する業務
- (2) 第5条の2の規定により、管理施設の利用の許可を与えること。
- (3) 第7条の規定により、市立公園の利用を制限し、又は禁止すること。
- (4) 有料駐車場の利用の許可に関すること。
- (5) 第9条から第11条までの規定により、有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受、減額、免除及び還付に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項第2号の場合にあつては、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項第3号の場合にあつては、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項第5号の場合にあつては、第9条から第11条まで及び別表の規定を準用する。この場合において、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「有料施設を利用する者が納入する使用料」とあるのは「有料施設を利用する者が納入する利用料金の上限額」と読み替えるものとする。

5 指定管理者が第1項及び前項の規定により利用料金を収受する場合は、別表に定めるところにより、利用料金の額をあらかじめ市長の承認を得て定め、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申込み)

第17条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(1) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第18条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第19条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

(1) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理業務ができること。

(3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第20条 指定管理者の指定は、指定候補者について、地方自治法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。



(指定管理者の指定期間)

第21条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第22条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第23条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第26条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第25条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を継続させることが適当でないとき。
- (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (4) 第19条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分(指定管理者の指定を取り消す処分を除く。)については、西東京市行政手続条例(平成13年西東京市条例第14号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(個人情報の取扱い)

第27条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報については、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、第23条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、当該管理業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を

取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第28条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第23条に規定する協定に基づき必要な対応を行うものとする。

(原状回復)

第29条 占有者等は、市立公園の占有等を廃止したとき、又は占有等の期間が終了したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と市長が認める場合は、この限りでない。

2 管理施設の利用者は、管理施設の利用が終了したときは、直ちに管理施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と市長（指定管理者が管理業務を行う管理施設については、指定管理者）が認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、直ちに市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(勧告)

第30条 市長は、市立公園の占有者等又は指定管理者が前条の規定による義務を怠ったときは、原状に回復するように期間を定めて勧告することができる。

(費用徴収)

第31条 市長は、前条の規定による勧告を受けた占有者等又は指定管理者がこれに従わなかったときは、自ら原状に回復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を占有者等又は指定管理者から徴収するものとする。

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第6条各号に掲げる行為を市長の許可を受けずに行った者

(2) 第13条第1項各号（第2号及び第6号を除く。）に規定することについて同項による市長の命令に違反した者

第33条 偽りその他不正な手段により占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、田無市都市公園条例（昭和52年田無市条例第29号）、田無市児童遊園設置条例（昭和48年田無市条例第23号）又は保谷市立公園条例（平成8年保谷市条例第15号）（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、旧条例の規定により占用等の許可を受けた者の占用料等については、平成13年3月31日までの間、なお従前の例による。当該占用料等は、この条例によって徴収した占用料等とみなす。
- 4 施行日の前日までに、旧条例の規定により占用等の許可の申請をし、施行日以後にこの条例の規定により当該占用等の許可を受けた者の占用料等については、平成13年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までに、旧条例の規定により施行日以後の期間に係る占用料等を徴収している場合は、当該占用料等は、この条例の相当規定により徴収した占用料等とみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定、第9条の改正規定（「第5法第2項」を「第5条第1項」に改める部分を除く。）及び別表の改正規定は、西東京市立公園条例第3条第1項の規定による公告の日から施行し、第19条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第19条の改正規定の施行の日前の行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月20日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西東京市立公園条例（以下「新条例」という。）第16条の規定による団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例

の施行の日前においても、同条から新条例第21条までの規定の例により行うことができる。

- 3 新条例第20条に規定する指定管理者の指定の日（以下「指定日」という。）の前に支払を受けた指定日以後に係る照明設備の利用に係る利用料金については、新条例の規定による利用料金の前払とみなす。

附 則（平成19年5月10日条例第33号）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第18条の改正規定 公布の日

（2）別表（1）の部及び（2）の部の改正規定並びに次項の規定 平成19年7月1日

（3）前2号に掲げる規定以外の規定 平成19年10月1日

（経過措置）

- 2 別表（1）の部及び（2）の部の改正規定の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている平成19年7月1日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（3）の部の規定は、平成19年12月1日以後の田無市民公園内の市民公園グラウンドの利用に係る使用料から適用する。

附 則（平成19年9月25日条例第60号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第13号に規定する特定公園施設をいい、当該特定公園施設の新設、増設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）について、改正後の第3条の6から第3条の13までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。

附 則（平成25年12月16日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の西東京市立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第31号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条の2の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条、第15条関係）

（1） 法第5条第1項の許可を受けた者が納入する使用料

区分	単位	金額
土地を使用する場合	1平方メートル 1月につき	176円

（2） 第5条第2項又は第8条第3項の許可を受けた者が納入する占用料等

種別	単位	金額
電柱、木柱、支柱又は支線	1本 1月につき	197円
標識	1本 1月につき	140円
水道管	外径40センチメートル未満のもの 1メートル 1月につき	35円
下水道管	外径40センチメートル以上1メートル未 満のもの 1メートル 1月につき	88円
ガス管		
地下電線	外径1メートル以上のもの 1メートル 1月につき	176円
電線	1メートル 1月につき	17円
鉄塔	1平方メートル 1月につき	176円
変圧塔、マンホールの類	1か所 1月につき	176円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1か所 1月につき	70円
公衆電話所	1か所 1月につき	176円
地下の占用 物件	地上露出部分 1平方メートル 1月につき	176円
	地下部分 1平方メートル 1月につき	88円
高架の占用物件	1平方メートル 1月につき	88円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル	176円

	1 月につき	
物品を販売し、又は頒布する行為	1 平方メートル 1 日につき	5 円
募金又は署名運動に類する行為	1 平方メートル 1 日につき	5 円
競技会、集会又は展示会に類する催し	1 平方メートル 1 日につき	11 円
業として行う常時の写真撮影のための占用	撮影機 1 台 1 月につき	6,904 円
業として行う臨時の写真撮影のための占用	1 時間につき	100 円
映画の撮影のための使用	1 時間につき	10,700 円
その他の使用	1 平方メートル 1 日につき	5 円

(3) 有料施設を利用する者が納入する使用料

公園名	施設名	単位	金額
西東京いこいの森公園	駐車場	2 時間までの基本料金 (1 台当たり)	300 円
		2 時間を超える場合の 料金 (1 台当たり)	1 時間までごとに 基本料金に 150 円を 加算した額
田無市民公園	市民公園グラウンド	3 時間当たり	1,800 円
	照明設備 (市民公園グ ラウンドに設置され ているもの)	1 時間当たり	1,400 円

備考

- 1 占用等の期間が 1 月に満たない端数があるときは、日割をもって計算し、1 日に満たない端数は 1 日として計算する。
- 2 占用等又は照明設備の利用の時間が 1 時間に満たない端数は 1 時間とし、市民公園グラウンドの利用の時間が 3 時間に満たない端数は 3 時間として計算する。
- 3 長さが 1 メートルに満たない端数は、1 メートルとみなす。
- 4 面積が 1 平方メートルに満たない端数は、1 平方メートルとみなす。

注 平成20年10月から沿革を付した。

改正	平成19年 5 月 21 日 規則第47号	平成20年10月 7 日 規則第46号
	平成20年11月 28 日 規則第51号	平成21年 1 月 28 日 規則第 2 号
	平成21年 3 月 10 日 規則第 4 号	平成21年 6 月 25 日 規則第28号
	平成21年12月 14 日 規則第39号	平成22年 3 月 5 日 規則第 3 号
	平成22年 3 月 16 日 規則第 8 号	平成22年 6 月 4 日 規則第40号
	平成22年 6 月 21 日 規則第41号	平成22年 7 月 28 日 規則第44号
	平成22年10月 22 日 規則第50号	平成22年11月 16 日 規則第51号
	平成23年 2 月 9 日 規則第 3 号	平成23年 2 月 25 日 規則第 4 号
	平成23年 4 月 22 日 規則第28号	平成23年 5 月 19 日 規則第31号
	平成23年 6 月 27 日 規則第35号	平成23年 9 月 27 日 規則第46号
	平成23年11月 8 日 規則第49号	平成24年 1 月 10 日 規則第 1 号
	平成24年 3 月 16 日 規則第12号	平成24年 5 月 31 日 規則第39号
	平成24年 7 月 17 日 規則第54号	平成24年 8 月 23 日 規則第56号
	平成24年10月 3 日 規則第64号	平成24年11月 20 日 規則第66号
	平成25年 2 月 7 日 規則第 5 号	平成25年 3 月 29 日 規則第18号
	平成25年 4 月 12 日 規則第31号	平成25年 7 月 25 日 規則第43号
	平成25年 9 月 27 日 規則第47号	平成25年12月 2 日 規則第54号
	平成26年 1 月 10 日 規則第 1 号	平成26年 2 月 20 日 規則第 5 号
	平成26年 3 月 26 日 規則第10号	平成26年 4 月 21 日 規則第20号
	平成26年 5 月 16 日 規則第21号	平成26年 9 月 22 日 規則第35号
	平成26年10月 16 日 規則第49号	平成26年12月 8 日 規則第52号
	平成27年 1 月 27 日 規則第 2 号	平成27年 2 月 24 日 規則第 4 号
	平成27年 3 月 31 日 規則第 9 号	平成27年 4 月 27 日 規則第35号
	平成27年 5 月 22 日 規則第48号	平成27年12月 18 日 規則第69号
	平成28年 3 月 31 日 規則第33号	平成28年 5 月 19 日 規則第50号
	平成28年 6 月 9 日 規則第53号	平成28年 9 月 8 日 規則第60号
	平成29年 1 月 27 日 規則第 1 号	平成29年 2 月 14 日 規則第 2 号
	平成29年 2 月 28 日 規則第 3 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市立公園条例（平成13年西東京市条例第133号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市立公園の名称及び位置)

第2条 西東京市立公園（以下「市立公園」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（園路及び広場の設置に関する基準）

第2条の2 条例第3条の6第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (3) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (6) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、階段の側面が壁面である場合は、この限りでない。

2 条例第3条の6第5項に規定する出入口に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 前号の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

3 条例第3条の6第5項に規定する通路に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 前号の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。



(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

4 条例第3条の6第5項に規定する傾斜路に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

(3) 横断勾配は、設けないこと。

(4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

(6) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(屋根付広場の設置に関する基準)

第2条の3 条例第3条の7に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 前号の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(休憩所及び管理事務所の設置に関する基準)

第2条の4 条例第3条の8第1項に規定する出入口に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 前号の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(4) 戸を設ける場合における当該戸を、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

2 条例第3条の8第1項に規定するカウンターに係る規則で定める基準は、カウンターのうち1以上を、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすることとする。ただし、常時勤務する者が容易に当該カウンターの前に出て対応できる構造である

場合は、この限りでない。

3 条例第3条の8第1項に規定する便所に係る規則で定める基準は、当該便所のうち1以上は、第2条の7第2項、第2条の8及び第2条の9の基準に適合するものとする。

4 前3項の規定は、条例第3条の8第2項に規定する管理事務所について準用する。  
(野外劇場及び野外音楽堂の設置に関する基準)

第2条の5 条例第3条の9に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出入口は、第2条の3の基準に適合するものとする。

(2) 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧の場所（以下「車椅子使用者用観覧場所」という。）及び第4号の便所との間に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧場所を設けること。

(4) 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、第2条の7第2項、第2条の8及び第2条の9の基準に適合するものとする。

2 車椅子使用者用観覧場所は、次に掲げる基準に適合させなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の

転落を防止するための設備を設けること。

(駐車場の設置に関する基準)

第2条の6 条例第3条の10第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。

(便所の設置に関する基準)

第2条の7 条例第3条の11に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 男子用の小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合させなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

第2条の8 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合させなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けること。

オ 戸を設ける場合における当該戸を、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合させなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第2条の9 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第2条の7第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場の設置に関する基準)

第2条の10 条例第3条の12に規定する規則で定める基準は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすることとする。

(掲示板及び標識の設置に関する基準)

第2条の11 条例第3条の13第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

(2) 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識に表示された内容を容易に識別できるものとする。

(使用許可)

第3条 条例第4条及び第5条第1項の規定により市立公園を使用しようとする者は、西東京市立公園使用許可申請書(様式第1号)により市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、条例第5条第2項の規定により使用を許可したときは、西東京市立公園使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 使用の許可を受けた事項の変更については、前2項の規定を準用する。

(管理施設の利用許可等)

第3条の2 条例第5条の2第1項に規定する管理施設(以下「管理施設」という。)を利用するものは、別に定めるところにより管理施設の利用の申請をし、市長の許可を受けなければならない。

(占用許可)

第4条 条例第8条第1項及び第2項の規定により市立公園を占用しようとする者は、西東京市立公園占用許可申請書(様式第3号)により市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、条例第8条第3項の規定により占用を許可したときは、西東京市立公園占用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

3 占用の許可を受けた事項の変更については、前2項の規定を準用する。

(有料駐車場の利用方法)

第5条 条例第9条第3項に規定する有料駐車場(以下「有料駐車場」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)は、当該駐車場に自動車を入庫するときに駐車券(様式第5号)の交付を受けなければならない。

2 利用者は、有料駐車場から自動車を出庫させるときは、前項の駐車券を提出し、かつ、利用時間に対応する条例別表に規定する使用料を現金で納付しなければならない。

3 駐車券を紛失した利用者は、駐車券紛失届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（有料駐車場の使用料の算定）

第6条 有料駐車場の使用料は、自動車の入庫の際に駐車券に打刻した時刻から自動車の出庫の際に打刻した時刻までの時間に応じて条例別表の規定により算定する。

（有料施設の休場日等）

第6条の2 条例第8条の2第3項に規定する有料施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

（1） 西東京いこいの森公園駐車場 通年開場

（2） 田無市民公園の市民公園グラウンド及び同グラウンドに設置されている照明設備 12月29日から翌年の1月3日まで

2 条例第8条の2第1項に規定する有料施設の利用時間のうち、管理施設を利用できる時間の区分は、別に定めるところによる。

（管理施設の使用料の納付）

第6条の3 条例第9条第4項に規定する管理施設の使用料を前納する方法は、別に定めるところによる。

（占用料等の減額又は免除）

第7条 条例第10条の規定により、使用料又は占用料（以下「占用料等」という。）を減額し、又は免除する場合は、次の各号のいずれかによるものとする。

（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校が校外学習等のため、条例第5条第2項の規定により市立公園の使用をするとき。 免除

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設が入所児童に行う育成指導のため、条例第5条第2項の規定により市立公園の使用をするとき。 免除

（3） その他市長が相当の理由があると認めるとき。 減額又は免除

2 条例第2条第6号に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）を利用する者の使用料の減額又は免除については、別に定めるところによる。

（占用料等の還付）

第8条 条例第11条第1号に規定する占用料等（有料駐車場の使用料を除く。以下同じ。）の還付は、市立公園の占用等ができなくなった期間に応じて行う。この場合において、占用料等の単位が月を単位として定められている場合は、市立公園の占用等ができなくなった日の属する月以後の分を還付するものとし、日又は時間を単位として定められている場合は、占用等ができなくなった時点以後の日又は時間について還付する。

2 管理施設の使用料の還付の方法については、別に定めるところによる。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条 条例第13条の3第1項の規定による告示の期間は、告示の日から起算して60日間とする。

2 工作物等を保管した場合は、条例第13条の3第2項の規定により保管工作物等一覧簿(様式第7号)を市立の公園の管理をする所管課(以下「所管課」という。)に備え付けるものとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第10条 条例第13条の5の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を所管課に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公表しなければならない。

- (1) 当該工作物等の名称又は種類、形状、数量
- (2) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (3) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (4) 契約条項の概要
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第11条 工作物等を返還する場合は、条例第13条の6の規定により受領書(様式第8号)と引換えに返還するものとする。

2 工作物等を返還する場合は、工作物等の保管に係る費用の実費相当額について、当該工作物等の所有者等の負担とするものとする。

(指定管理者の募集)

第12条 市長は、条例第15条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)について、条例第16条の規定により、その指定を受けようとする法人その他の団体(次条及び第15条において「団体」という。)を募集しようとするときは、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 市立公園(管理施設についてのみ条例第15条第1項に規定する管理業務(以下「管理業務」という。))を行う場合は、管理施設)の概要に関すること。
- (2) 管理業務の内容に関すること。

- (3) 条例第16条に規定する公募の期間に関する事。
- (4) 指定管理者の応募資格に関する事。
- (5) 指定管理者の選定の基準に関する事。
- (6) 指定管理者が管理業務を行う期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 条例第15条第1項第5号に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（指定管理者の指定の申込み）

第13条 団体は、条例第17条の規定による指定管理者の指定の申込みをしようとするときは、指定管理者指定申込書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第17条第1号に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 団体の定款又はこれに類するもの
- (3) 団体の役員の名簿又はこれに類するもの
- (4) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「法定施設」という。）又はこれに類する施設の管理に関する実績を記載した書類
- (6) 団体の概要が分かる書類
- (7) 団体の経営状況が分かる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（指定管理者の選定の基準）

第14条 条例第19条第4号に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 法定施設又はこれに類する施設の管理に関する業務について識見を有するものであること。
- (2) 法定施設又はこれに類する施設の管理に関する業務の技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- (3) 法定施設又はこれに類する施設の管理に関する業務の実績を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適正な管理業務を行うために市長が必要と認める基準（指定管理者の指定等の通知）

第15条 市長は、条例第20条の規定により指定管理者として指定した団体に対し、指定管理者指定通知書（様式第10号）を送付するものとする。

- 2 市長は、条例第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書（様式第11号）を送付するものとする。（指定管理者の指定等の公表）

第16条 市長は、条例第20条の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる

事項を告示するものとする。

- (1) 指定管理者が管理業務を行う市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の名称
- (2) 指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定を取り消した指定管理者が管理業務を行っていた市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の名称
- (2) 指定を取り消した指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 指定を取り消した事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（協定事項等）

第17条 条例第23条に規定する協定は、次に掲げる内容とする。

- (1) 基本協定 指定期間に係る基本的な事項について定め、管理業務の開始の日  
に締結するもの
- (2) 年度協定 当該年度の管理業務に係る業務内容等について定め、管理業務の  
開始の日及び当該年度の初日に締結するもの

2 前項第1号に規定する基本協定は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
- (2) 事業計画書に関すること。
- (3) 利用料金に関すること。
- (4) 指定期間に係る管理業務等の経費に関すること。
- (5) 条例第24条に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関する  
こと。
- (6) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人  
情報の保護に関すること。
- (7) 指定管理者が管理業務に関して保有する情報の公開に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 第1項第2号に規定する年度協定は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の範囲及び実施に関すること。
- (2) 当該年度の管理業務等の経費に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(指定管理者の管理業務の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正に行うこと。



- (2) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）を利用する者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の維持管理を適切に行うこと。
- (4) その他市長が別に定める基準  
(利用料金の承認の申請)

第19条 指定管理者は、条例第15条第5項に規定する承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。  
(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載して、毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならない。年度の途中において条例第26条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときも、その取り消された日から起算して60日以内に当該事業報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び市立公園（管理施設についてのみ管理業務を行う場合は、管理施設）の利用状況
- (2) 当該年度の利用料金の収入実績
- (3) 当該年度の管理業務等の経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(指定管理者による管理)

第21条 条例第15条の規定により指定管理者が管理業務を行う場合は、第3条の2、第5条、第6条、第6条の2第2項、第6条の3、第7条第2項、第8条第2項、様式第5号及び様式第6号の規定を準用する。この場合において、第3条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）、第6条の3（見出しを含む。）、第7条第2項及び第8条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第5号中「西東京市みどり環境部みどり公園課」とあるのは「指定管理者」と、様式第6号中「西東京市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成13年1月21日から施行する。

#### 附 則（平成13年4月20日規則第169号）

この規則は、平成13年4月21日から施行する。

#### 附 則（平成13年6月29日規則第199号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年9月28日規則第211号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日規則第214号）

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日規則第1号）

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則（平成14年2月28日規則第5号）

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年5月1日規則第27号）

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成14年5月10日規則第28号）

この規則は、平成14年5月10日から施行する。

附 則（平成14年5月17日規則第30号）

この規則は、平成14年5月20日から施行する。

附 則（平成14年10月22日規則第56号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成15年5月1日規則第34号）

この規則は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成15年6月25日規則第45号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年10月29日規則第57号）

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年5月27日規則第23号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年7月14日規則第30号）

この規則は、平成16年7月15日から施行する。

附 則（平成16年8月30日規則第32号）

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第41号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月13日規則第44号）

この規則は、平成16年12月15日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定及び様式第4号の次に4様式を加える改正規定（ただし、様式第7号及び様式第8号を加える改正規定を除く。）は、西東京市立公園条例（平成13年西東京市条例第133号）第3条第1項の規定による西東京いこいの森公園の設置に係る公告の日から施行する。

附 則（平成17年4月25日規則第44号）

この規則は、平成17年4月29日から施行する。

附 則（平成17年6月1日規則第47号）

この規則は、平成17年6月15日から施行する。

附 則（平成17年12月5日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（指定管理者の募集等）

2 この規則による改正後の西東京市立公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条の規定による指定管理者の募集その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条から新規則第14条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成18年5月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月27日規則第64号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年8月25日規則第65号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日規則第81号）

この規則は、平成18年12月20日から施行する。

附 則（平成19年1月4日規則第1号）

この規則は、平成19年1月15日から施行する。

附 則（平成19年4月11日規則第43号）

この規則は、平成19年4月15日から施行する。

附 則（平成19年6月20日規則第58号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年5月21日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の西東京市立公園条例施行規則の規定は、平成19年12月1日以後の田無市民公園内の市民公園グラウンド及び同グラウンドに設置されている照明設備の利用から適用する。

附 則（平成20年10月7日規則第46号）

この規則は、平成20年10月10日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第51号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月28日規則第2号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日規則第4号）

この規則は、平成21年3月15日から施行する。

附 則（平成21年6月25日規則第28号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月14日規則第39号）

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

附 則（平成22年3月5日規則第3号）

この規則は、平成22年3月15日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月4日規則第40号）

この規則は、平成22年6月10日から施行する。

附 則（平成22年6月21日規則第41号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年7月28日規則第44号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表2の部に栄町二丁目もりかぜ公園の項を加える改正規定は、同月20日から施行する。

附 則（平成22年10月22日規則第50号）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年11月16日規則第51号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日規則第3号）

この規則は、平成23年2月10日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第4号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年4月22日規則第28号）

この規則は、平成23年4月25日から施行する。

附 則（平成23年5月19日規則第31号）

この規則は、平成23年5月20日から施行する。ただし、別表2の部の改正規定は、同月30日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第35号）

この規則は、平成23年6月30日から施行する。

附 則（平成23年9月27日規則第46号）

この規則は、平成23年10月14日から施行する。

附 則（平成23年11月8日規則第49号）

この規則は、平成23年11月25日から施行する。

附 則（平成24年1月10日規則第1号）

この規則は、平成24年2月10日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第12号）

この規則は、平成24年3月20日から施行する。

附 則（平成24年5月31日規則第39号）

この規則は、平成24年6月20日から施行する。

附 則（平成24年7月17日規則第54号）

この規則は、平成24年8月10日から施行する。

附 則（平成24年8月23日規則第56号）

この規則は、平成24年9月10日から施行する。

附 則（平成24年10月3日規則第64号）

この規則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成24年11月20日規則第66号）

この規則は、平成24年11月25日から施行する。

附 則（平成25年2月7日規則第5号）

この規則は、平成25年2月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月12日規則第31号）

この規則は、平成25年5月10日から施行する。

附 則（平成25年7月25日規則第43号）

この規則は、平成25年7月31日から施行する。

附 則（平成25年9月27日規則第47号）

この規則は、平成25年9月30日から施行する。

附 則（平成25年12月2日規則第54号）

この規則は、平成25年12月12日から施行する。

附 則（平成26年1月10日規則第1号）

この規則は、平成26年1月24日から施行する。

附 則（平成26年2月20日規則第5号）

この規則は、平成26年2月28日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第10号）

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成26年4月21日規則第20号）

この規則は、平成26年4月25日から施行する。

附 則（平成26年5月16日規則第21号）

この規則は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（平成26年9月22日規則第35号）

この規則は、平成26年9月25日から施行する。

附 則（平成26年10月16日規則第49号）

この規則は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成26年12月8日規則第52号）

この規則は、平成26年12月25日から施行する。

附 則（平成27年1月27日規則第2号）

この規則は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成27年2月24日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の2の改正の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規則第35号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月22日規則第48号）

この規則は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第69号）

この規則は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市立公園条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年5月19日規則第50号）

この規則は、平成28年5月20日から施行する。

附 則（平成28年6月9日規則第53号）

この規則は、平成28年6月10日から施行する。

附 則（平成28年9月8日規則第60号）

この規則は、平成28年9月9日から施行する。

附 則（平成29年1月27日規則第1号）

この規則は、平成29年1月30日から施行する。

附 則（平成29年2月14日規則第2号）

この規則は、平成29年2月15日から施行する。

附 則（平成29年2月28日規則第3号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 都市公園

名称	位置
おおぞら公園	西東京市新町三丁目480番2外
新町さつき公園	西東京市新町五丁目581番5外
新町つつじ公園	西東京市新町五丁目608番6
さざんか公園	西東京市新町六丁目725番5外
上保谷新田公園	西東京市新町六丁目780番
向台第二公園	西東京市向台町一丁目719番
美向台公園	西東京市向台町一丁目705番
向台公園	西東京市向台町二丁目826番
田無市民公園	西東京市向台町五丁目1059番
上向台公園	西東京市向台町六丁目1125番
芝久保一丁目さくらの丘公園	西東京市芝久保町一丁目1427番169外
けやき台公園	西東京市芝久保町二丁目1537番
芝久保三丁目ふれあい公園	西東京市芝久保町三丁目2103番1外
芝久保第一公園	西東京市芝久保町四丁目2124番
柳沢第4公園	西東京市柳沢二丁目144番4
東伏見公園	西東京市東伏見一丁目507番2
下野谷遺跡公園	西東京市東伏見六丁目272番47外
田無一丁目カエデの樹公園	西東京市田無町一丁目254番15
保谷第一公園	西東京市保谷町二丁目1048番36外
保谷第二公園	西東京市保谷町三丁目1087番2
保谷なかよし公園	西東京市保谷町五丁目1296番25外
西浦公園	西東京市保谷町五丁目1379番3
東伏見北公園	西東京市富士町四丁目760番8
北原第一公園	西東京市北原町一丁目2742番
西原自然公園	西東京市西原町四丁目2364番
谷戸二丁目第2公園	西東京市谷戸町二丁目2938番11
谷戸セントラルパーク	西東京市谷戸町二丁目2938番268
谷戸イチョウ公園	西東京市谷戸町二丁目3020番
文理台公園	西東京市東町一丁目178番2外
泉町きつつき公園	西東京市泉町五丁目2289番1の一部
泉町第三公園	西東京市泉町六丁目467番6
住吉第四公園	西東京市住吉町一丁目1582番4
住吉町上宿公園	西東京市住吉町一丁目1632番10外
住吉町第三公園	西東京市住吉町四丁目2464番1外

たけのこ公園	西東京市栄町一丁目506番5外
中島公園	西東京市栄町一丁目631番11外
ひばりが丘三丁目けやき公園	西東京市ひばりが丘三丁目1616番11
ひばりが丘西けやき公園	西東京市ひばりが丘三丁目1616番18
ひばりが丘さくらの道公園	西東京市ひばりが丘三丁目1616番45外
ひばりが丘北わんぱく公園	西東京市ひばりが丘北二丁目1388番1外
北町第四公園	西東京市北町一丁目1315番12外
北町坊が谷戸公園	西東京市北町二丁目1280番8外
青嵐台公園	西東京市北町二丁目1286番54
北宮ノ脇公園	西東京市北町五丁目1067番4
下保谷第一公園	西東京市下保谷一丁目739番3
下保谷森林公園	西東京市下保谷三丁目915番1
白子南公園	西東京市下保谷三丁目946番6
なえぎ山公園	西東京市中町六丁目1911番7
谷戸せせらぎ公園	西東京市谷戸町一丁目2893番6外
西東京いこいの森公園	西東京市緑町一丁目2515番3外

## 2 都市公園以外の公園

名称	位置
やなぎばし公園	西東京市新町一丁目258番6外
新町緑道公園	西東京市新町三丁目468番9外
新町児童遊園	西東京市新町五丁目490番112
新町第二児童遊園	西東京市新町五丁目482番11
新町五丁目くりの木公園	西東京市新町五丁目574番4外
新町六丁目第1公園	西東京市新町六丁目659番37
新町六丁目第2公園	西東京市新町六丁目647番29
新町第一公園	西東京市新町六丁目710番14
向台一丁目やまぼうし緑地	西東京市向台町一丁目718番33
向台二丁目第1公園	西東京市向台町二丁目846番
向台二丁目第2公園	西東京市向台町二丁目898番
向台二丁目第3公園	西東京市向台町二丁目783番9
向台二丁目第4公園	西東京市向台町二丁目762番32
向台二丁目第5公園	西東京市向台町二丁目1008番
向台二丁目第1緑地	西東京市向台町二丁目780番2
向台二丁目第2緑地	西東京市向台町二丁目792番13
向台植物公園	西東京市向台町三丁目909番



向台三丁目第1公園	西東京市向台町三丁目983番
向台三丁目第2公園	西東京市向台町三丁目941番
向台三丁目第3公園	西東京市向台町三丁目957番
向台三丁目第4公園	西東京市向台町三丁目912番外
向台こもれび公園	西東京市向台町三丁目934番43
向台三丁目第1緑地	西東京市向台町三丁目935番
おおぞら北公園	西東京市向台町三丁目1010番78
向台四丁目ひだまり公園	西東京市向台町四丁目1025番50
向台四丁目第1公園	西東京市向台町四丁目1245番
向台四丁目第2公園	西東京市向台町四丁目1289番
向台四丁目第3公園	西東京市向台町四丁目1285番
向台四丁目あおはだ緑地	西東京市向台町四丁目1244番1
向台四丁目第1緑地	西東京市向台町四丁目1251番7
向台四丁目第2緑地	西東京市向台町四丁目1265番70
向台五丁目第1公園	西東京市向台町五丁目1501番
向台五丁目すだじい緑地	西東京市向台町五丁目1213番41
向台五丁目おおでまり緑地	西東京市向台町五丁目1215番6
向台六丁目第1公園	西東京市向台町六丁目1132番
向台六丁目第2公園	西東京市向台町六丁目1181番18
向台第四児童遊園	西東京市向台町六丁目1169番
向台六丁目第1緑地	西東京市向台町六丁目1211番
芝久保第五児童遊園	西東京市芝久保町一丁目1466番
芝久保一丁目第1公園	西東京市芝久保町一丁目1518番
芝久保一丁目第2公園	西東京市芝久保町一丁目1496番
芝久保一丁目第3公園	西東京市芝久保町一丁目1427番68
芝久保一丁目第4公園	西東京市芝久保町一丁目1427番67
芝久保一丁目やすらぎ緑地	西東京市芝久保町一丁目1427番257
芝久保一丁目第1緑地	西東京市芝久保町一丁目1594番
芝久保二丁目第1公園	西東京市芝久保町二丁目1555番
芝久保二丁目第1緑地	西東京市芝久保町二丁目1555番58
芝久保三丁目しゃらのき緑地	西東京市芝久保町三丁目2022番46
芝久保四丁目第1公園	西東京市芝久保町四丁目2136番
芝久保四丁目第3公園	西東京市芝久保町四丁目2144番
芝久保四丁目第4公園	西東京市芝久保町四丁目2174番22
芝久保四丁目第2公園	西東京市芝久保町四丁目2139番
芝久保四丁目第1緑地	西東京市芝久保町四丁目2139番36

芝久保四丁目第2緑地	西東京市芝久保町四丁目2151番3
芝久保四丁目はなみずき緑地	西東京市芝久保町四丁目2163番25
芝久保第四児童遊園	西東京市芝久保町四丁目2177番
芝久保五丁目第1公園	西東京市芝久保町五丁目2268番
芝久保五丁目第2公園	西東京市芝久保町五丁目2231番
芝久保五丁目第3公園	西東京市芝久保町五丁目2303番6
芝久保五丁目第1緑地	西東京市芝久保町五丁目2212番37
南町一丁目第1公園	西東京市南町一丁目113番
南町第二児童遊園	西東京市南町一丁目123番
柳沢児童広場	西東京市南町一丁目123番
南町第一児童遊園	西東京市南町二丁目96番
南町二丁目わかば緑地	西東京市南町二丁目39番31
南町二丁目第1緑地	西東京市南町二丁目41番8
南町三丁目第1公園	西東京市南町三丁目660番239
南町三丁目第1緑地	西東京市南町三丁目660番164
南町三丁目第2緑地	西東京市南町三丁目660番240
南町第四児童遊園	西東京市南町四丁目525番
南町児童広場	西東京市南町四丁目881番
南町四丁目こぶし緑地	西東京市南町四丁目867番25
南町六丁目第1公園	西東京市南町六丁目1376番4
しじゅうから第二公園	西東京市柳沢一丁目372番1外
しじゅうから公園	西東京市柳沢一丁目390番外
かりん公園	西東京市柳沢二丁目21番1
むくのき公園	西東京市柳沢二丁目21番1外
ひょうたん島公園	西東京市柳沢三丁目39番1
柳沢第5公園	西東京市柳沢三丁目104番7外
柳沢五丁目第1公園	西東京市柳沢五丁目3番28
柳沢第一児童遊園	西東京市柳沢五丁目14番19
柳沢第二児童遊園	西東京市柳沢五丁目14番48
柳沢第三児童遊園	西東京市柳沢五丁目95番10外
柳沢せせらぎ公園	西東京市柳沢六丁目372番
東伏見緑道公園	西東京市東伏見二丁目565番外
下野谷公園	西東京市東伏見三丁目242番12
下野谷広場	西東京市東伏見三丁目254番7
北原交差点緑地	西東京市田無町一丁目2709番
田無四丁目第1公園	西東京市田無町四丁目1758番

田無四丁目第2公園	西東京市田無町四丁目1763番
田無四丁目第3公園	西東京市田無町四丁目1730番
田無四丁目第4公園	西東京市田無町四丁目1730番
田無四丁目第1緑地	西東京市田無町四丁目1730番
田無四丁目第2緑地	西東京市田無町四丁目1730番
田無七丁目第1公園	西東京市田無町七丁目1923番
田無七丁目第2公園	西東京市田無町七丁目1905番
さくら児童遊園	西東京市保谷町一丁目982番25
保谷二丁目児童遊園	西東京市保谷町二丁目537番2外
保谷第三児童遊園	西東京市保谷町三丁目1081番外
保谷四丁目第1公園	西東京市保谷町四丁目1368番12
えのき児童遊園	西東京市保谷町五丁目1279番1外
保谷五丁目緑地	西東京市保谷町五丁目1296番18外
保谷町ローズガーデン	西東京市保谷町五丁目1462番37
平松公園	西東京市保谷町六丁目1188番27
さくら公園	西東京市富士町一丁目894番3の一部
関道児童遊園	西東京市富士町一丁目972番4
ふじ児童遊園	西東京市富士町一丁目894番8外
富士町一丁目第1緑地	西東京市富士町一丁目967番9
富士町二丁目第1緑地	西東京市富士町二丁目886番48
富士町二丁目児童遊園	西東京市富士町二丁目889番30
富士町四丁目第1緑地	西東京市富士町四丁目706番20
富士町第三児童遊園	西東京市富士町五丁目666番6
富士町五丁目第1緑地	西東京市富士町五丁目662番7
西原二丁目すずかぜ公園	西東京市西原町二丁目1845番35
西原二丁目第1公園	西東京市西原町二丁目1854番
西原二丁目第1緑地	西東京市西原町二丁目1838番14
西原三丁目第1公園	西東京市西原町三丁目2425番29
西原四丁目第1緑地	西東京市西原町四丁目2359番
西原四丁目第1公園	西東京市西原町四丁目2359番
西原四丁目第2公園	西東京市西原町四丁目2359番
西原第一児童遊園	西東京市西原町四丁目2392番
西原五丁目第1公園	西東京市西原町五丁目2466番
西原五丁目第2公園	西東京市西原町五丁目2457番91
緑町一丁目第1公園	西東京市緑町一丁目2562番
緑町一丁目第1緑地	西東京市緑町一丁目2571番1

緑町一丁目第2緑地	西東京市緑町一丁目2580番69
緑町二丁目第1公園	西東京市緑町二丁目2492番
緑町二丁目第2公園	西東京市緑町二丁目2492番
緑町二丁目第3公園	西東京市緑町二丁目2495番109
緑町二丁目第4公園	西東京市緑町二丁目2490番5外
緑町二丁目第5公園	西東京市緑町二丁目2510番24
緑町二丁目第1緑地	西東京市緑町二丁目2497番
緑町二丁目第2緑地	西東京市緑町二丁目2483番6
緑町二丁目けやき公園	西東京市緑町二丁目2511番1
緑町三丁目第1公園	西東京市緑町三丁目2966番
北原一丁目第1公園	西東京市北原町一丁目2747番
北原一丁目第2公園	西東京市北原町2752番26
北原一丁目第1緑地	西東京市北原町一丁目2718番外
北原二丁目第1公園	西東京市北原町二丁目2770番
北原三丁目第1公園	西東京市北原町三丁目2661番
北原三丁目けやき公園	西東京市北原町三丁目2669番37外
北原第二児童遊園	西東京市北原町三丁目2633番
東町二丁目第1緑地	西東京市東町二丁目449番8
東町第一児童遊園	西東京市東町二丁目477番11の一部
けやき台児童遊園	西東京市東町三丁目239番5外
東町四丁目緑地	西東京市東町四丁目104番18
東町四丁目第2緑地	西東京市東町四丁目86番9
東町四丁目児童遊園	西東京市東町四丁目112番20
天神山公園	西東京市東町五丁目8番4
中西台公園	西東京市東町五丁目10番15
みどり児童遊園	西東京市東町六丁目147番6
泉町第一児童遊園	西東京市泉町一丁目1542番12
泉町上宿公園	西東京市泉町一丁目1492番2
泉町第二児童遊園	西東京市泉町二丁目1718番6
泉町三丁目第1緑地	西東京市泉町三丁目1754番16外
泉町三丁目第2緑地	西東京市泉町三丁目1799番6
住吉くすのき公園	西東京市住吉町一丁目1596番9
住吉町一丁目第1緑地	西東京市住吉町一丁目1626番6
住吉第一ポケットパーク	西東京市住吉町二丁目2660番10
住吉第二ポケットパーク	西東京市住吉町二丁目2660番29
住吉町第一児童遊園	西東京市住吉町二丁目2736番33外

住吉町三丁目ひばり緑地	西東京市住吉町三丁目2617番14
住吉町三丁目第1緑地	西東京市住吉町三丁目2623番9
住吉森林公園	西東京市住吉町三丁目2643番1の一部
南入公園	西東京市栄町一丁目487番1
栄町二丁目もりかぜ公園	西東京市栄町二丁目1451番14
栄町二丁目第1緑地	西東京市栄町二丁目1492番16
栄町第1公園	西東京市栄町二丁目1489番18
栄町三丁目第1緑地	西東京市栄町三丁目1397番9
栄町三丁目第2緑地	西東京市栄町三丁目1348番15
ひばりが丘公園	西東京市ひばりが丘一丁目1548番1外
はなみずき公園	西東京市ひばりが丘二丁目1581番11の一部
谷戸第四児童遊園	西東京市谷戸町一丁目2827番
谷戸一丁目第1公園	西東京市谷戸町一丁目2862番
谷戸一丁目第2公園	西東京市谷戸町一丁目2913番
谷戸ゲートパーク	西東京市谷戸町二丁目2938番110外
谷戸二丁目第1公園	西東京市谷戸町二丁目3020番120
谷戸三丁目第1公園	西東京市谷戸町三丁目3107番
谷戸三丁目第1緑地	西東京市谷戸町三丁目3116番
谷戸三丁目第2緑地	西東京市谷戸町三丁目3107番
谷戸三丁目第3緑地	西東京市谷戸町三丁目3142番17
ひばりが丘北一丁目第1緑地	西東京市ひばりが丘北一丁目2490番13
ひばりが丘北一丁目第2緑地	西東京市ひばりが丘北一丁目2532番18
ひばりが丘北一丁目第3緑地	西東京市ひばりが丘北一丁目2513番4
ひばりが丘北児童遊園	西東京市ひばりが丘北一丁目2534番5外
ひばりが丘北三丁目第1公園	西東京市ひばりが丘北三丁目2584番3
北町一丁目第1緑地	西東京市北町一丁目1152番18
北町ふれあい広場	西東京市北町一丁目1314番3
北町第一児童遊園	西東京市北町二丁目1273番4
北町二丁目第1緑地	西東京市北町二丁目1372番3
北町二丁目第2緑地	西東京市北町二丁目1165番19
北町二丁目第3緑地	西東京市北町二丁目1288番25
北町第五公園	西東京市北町三丁目1219番6外
北町三丁目第1緑地	西東京市北町三丁目1210番5
北町第二児童遊園	西東京市北町五丁目1104番16
北町五丁目児童遊園	西東京市北町五丁目1081番55
下保谷第四児童遊園	西東京市下保谷一丁目722番12

こまどり公園	西東京市下保谷二丁目690番3外
下保谷第一ポケットパーク	西東京市下保谷二丁目708番1の一部外
下保谷第二ポケットパーク	西東京市下保谷二丁目9番地
下保谷第三ポケットパーク	西東京市下保谷五丁目6番地
下保谷三丁目もみじ緑地	西東京市下保谷三丁目871番46
下保谷四丁目ふれあい緑地	西東京市下保谷四丁目325番9
荒屋敷ポケットパーク	西東京市下保谷四丁目327番1の一部
あらやしき公園	西東京市下保谷四丁目334番1外
下保谷第三児童遊園	西東京市下保谷五丁目780番1の一部
下保谷五丁目緑地	西東京市下保谷五丁目786番7
下保谷第二児童遊園	西東京市下保谷五丁目774番21
中町三丁目第1公園	西東京市中町三丁目2101番13
中町四丁目第1公園	西東京市中町四丁目1960番10外
中町五丁目第1緑地	西東京市中町五丁目1932番24
中町五丁目第2緑地	西東京市中町五丁目1971番22

様式第1号

(第3条関係)

様式第2号

(第3条関係)

様式第3号

(第4条関係)

様式第4号

(第4条関係)

様式第5号

(第5条関係)

様式第6号

(第5条関係)

様式第7号

(第9条関係)

様式第8号

(第11条関係)

様式第9号

(第13条関係)

様式第10号

(第15条関係)

様式第11号

(第15条関係)

様式第12号

(第19条関係)